

納税者の皆様へ

平成19年度分から個人住民税が変わります。

平成19年度分から個人住民税(町・県民税)が変わります。地方自治体が自主性を発揮し、より身近なサービスを行うために進められてきた三位一体の改革。その一環として、国の所得税から地方の住民税へ3兆円の税源移譲が行われました。

税源移譲に伴い、皆さんが納めている住民税(町・県民税)が平成19年度分から大きく変わりますのでお知らせします。

詳細は、町税務課住民税係(電話 72 1113)へ

《どう変わるの?》

住民税(町・県民税)の所得割の税率を3段階の超過累進構造から一律10%(町民税6%・県民税4%)に統一し、所得税(国税)の税率が引き下げられます。税率改正の詳細については、先月発行の町広報誌5月号を参考にしてください。

《いつから変わるの?》

住民税(町・県民税)は平成19年度分・平成19年6月徴収分)から、所得税は平成19年分・給与所得の方は平成19年1月徴収分、年金所得の方は平成19年2月徴収分)から変わります。

《税負担は変わるの?》

住民税(町・県民税)が増えても所得税が減るため、税源移譲による負担の増減はありません。また、人的控除額の差に対応した減額措置なども講じられます。ただし、定率減税が廃止されるため、その分負担増となりますのでご留意ください。

定率減税の廃止・平成19年度住民税から適用) 定率減税は、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として平成11年度から実施されてきました。住民税については平成19年度分・平成19年6月徴収分)から、所得税については平成19年分・給与所得の方は平成19年1月徴収分、年金所得の方は平成19年2月徴収分)から廃止になります。

65歳以上の方に対する非課税措置廃止に伴う経過措置(平成19年度分住民税まで適用)

平成18年度分から、65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方に適用された非課税措置が廃止になりました。

ただし、急激な税負担を緩和するため、昭和15年1月2日以前に生まれた方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方については、平成18年度分の税額が3分の1となり平成19年度分の税額が3分の2となる経過措置が適用されています。

平成20年度分からは全額課税になります。

《税源移譲によって納税者の税負担が変わらないための措置》

調整控除(平成19年度分住民税から適用)

住民税と所得税では、人的控除額に差があります。したがって、同じ所得金額でも住民税の課税所得は所得税よりも多くなります。住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を10%から5%に引き下げただけでは、人的控除額の差の合計額に5%を乗じた分だけ税負担が増えてしまいます。このような負担増を調整するため、住民税所得割額

から一定の額を控除します。

税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置 (平成19年度分住民税のみ適用)

平成19年中の所得が大きく下がり、所得税がかからなくなってしまう場合、平成19年度分の住民税(平成18年中の所得で計算)の税負担を平成19年分の所得税で調整することができなくなってしまう。このため、平成19年度分の住民税を移譲前の住民税額まで減額する経過措置が設けられています (平成20年7月に申告が必要です)。

住宅ローン控除(平成20年度分から28年度分までの住民税に適用)

住宅ローン控除は所得税だけにある制度です。今回の税源移譲によって、所得税額が減少した結果、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなる場合があります。このため、平成11年から平成18年までの入居者に限り、今まで所得税から控除されていた分を申告により、平成20年度分以降の住民税の所得割額からも控除する経過措置が設けられます。

地震保険料控除を創設(平成20年度分住民税から適用)

これまでの損害保険料控除を改め、地震保険料控除が新たに創設されます。支払地震保険料の2分の1相当(住民税は上限2万5千円、所得税は上限5万円)が所得控除として認められます。

平成18年末までに締結した長期損害保険料(保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの)には、これまでの損害保険料控除を適用する経過措置が設けられます(短期損害保険料控除は廃止)。

両方の控除を受ける場合、控除額の上限は住民税は2万5千円(所得税は5万円)になります。

こんな時には、こんな手続きを

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方すべてが、加入する制度です。

届出を忘れると、将来受け取る年金額が少なくなったり、受けられなくなる場合があります。次のようなときは、町役場へ自ら届出を行うことが必要です。



忘れずに届出を行いましょー！

20歳になったとき

厚生年金保険や共済組合に加入していない方が、20歳になったときは、

「国民年金被保険者資格取得届」

会社を退職したとき

60歳になる前に会社などを退職したとき（厚生年金保険や共済組合の被保険者ではなくなったとき）は、

「国民年金被保険者種別変更届」

収入が増え、被扶養配偶者でなくなったとき

収入が増え、会社員や公務員などの被扶養配偶者でなくなったとき（パート収入が130万円以上になったとき）は、

「国民年金被保険者種別変更届」

配偶者が退職したとき

配偶者が退職し、会社員や公務員などの被扶養配偶者でなくなったとき（配偶者が65歳に達して第2号被保険者でなくなったときを含む）は、

「国民年金被保険者種別変更届」

なお、会社や役所、学校などに勤めている方の被扶養配偶者になるときは、その方の勤務先へ届出を行ってください。

以上の手続きについて、詳しくは町役場総合窓口課（72 1114）又は大月社会保険事務所（0554 223811）までお尋ね下さい。

児童手当受給者のみなさま

6月は、現況届けの手続きが必要です。

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当等を引続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。



現況届に必要な添付書類等

- 健康保険被保険者証の写し等
- 前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書（富士河口湖町に平成19年1月1日に住所がなかった場合に提出）
- その他、必要に応じて提出する書類があります。

現況届の受け付けは、6月中旬頃を予定しています。

詳しいことは児童手当係まで

0555 72 1114

「2007春の富士ヶ嶺酪農まつり」が開催されました

5月12日（土）、新緑もさわやかな春の富士ヶ嶺高原にて、富士ヶ嶺酪農まつり実行委員会会長（江川徹）主催の、2007春の富士ヶ嶺酪農まつりが開催されました。当日は、素晴らしい天候にも恵まれ、大勢の方々が来場してくださいました。乳牛の品評会である、ホルスタインショウには、約30頭の乳牛が出品され、酪農家さんが愛情をたっぷり注いで育てた自慢の牛たちはどれも本当に素晴らしいらしく、とても見ごたえのある美人コンテストとなりました。

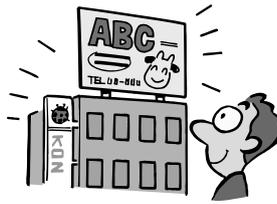


自然の風味そのままの、ふじがね高原牛乳と矢部牧場ですくすく育った富士ヶ嶺ビーフの焼肉の試飲試食コーナーも大好評で、舌鼓と笑顔いっぱい楽しいイベントとなりました。ヘイライドや乗馬体験では、「普段なかなか味わうことのできない貴重な体験が出来た」と、うれしそうに話す町民の方もいらっしゃいました。

町では、今後も富士ヶ嶺高原での畜産に関するイベントを計画しております。ご期待ください。

良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を図るため、「山梨県屋外広告物条例」が定められており、屋外広告物を掲出するには原則として知事の許可が必要です。

ただし、権限が移譲されている甲府市、南アルプス市、甲斐市、富士河口湖町、早川町、小菅村の区域内で屋外広告物を掲出する場合は、各市区町村長の許可となります。



屋外広告物には、建物の屋上や壁に取り付けられたものや、自立で建てられたもの、他、はり紙、はり札、立看板、のぼり旗等屋外で広告することを目的として表示するもの全てが含まれます。

屋外広告物の表示等が禁止される地域や、許可が必要な地域があります。

屋外広告物の表示等が禁止される物件があります。

許可が必要な地域では、高さや表示面積の制限があります。

屋外広告物を掲出するには原則として許可が必要です

ます。

許可申請をする場合、表示面積等に依りて手数料がかかります。

自家用広告物(自己の店舗等に表示するもので、その所在、名称、商品名などを表示するもの)であっても表示面積等が制限されたり許可が必要となる場合があります。

屋外広告物の許可申請のほかに、建築基準法や道路法などに基づく手続きが必要になる場合があります。

条例に違反する屋外広告物については、簡易除却や是指導の対象となります。

問合せ先
 県土木部建築指導課、
 各建設事務所、
 町役場都市整備課
 (72 1976)



富士河口湖町木造住宅耐震診断についてのお知らせ

町では、木造住宅の耐震診断補助事業を実施しております。住宅の耐震診断をすることで、住宅の安全性を再確認するとともに、地震に対する意識を高めていただき、安全で暮らしやすいまちづくりを進めていきたいと考えています。

- 1 調査対象住宅** 以下の物件をすべて備えたものに限ります。
 - 1) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅。
昭和56年6月1日以降増築を行った場合も可能です。
 - 2) 木造在来工法で建築された住宅。
 - 3) 2階建て以下の住宅。
 - 4) 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅
 - 5) 併用住宅の場合は、述べ床面積の過半が住宅として使用されている住宅。
 以上の条件を満たしても規模・仕様等で実施できない住宅もありますので、申込み時にご確認下さい。
- 2 診断費用** 診断費用は、町が国、県の補助金を活用しながら負担します。
(特別な事由が生じた場合申請者に負担していただく場合がありますのでご注意ください。)
- 3 申込み締切り** 平成19年11月30日(ただし、制限数に達した場合は事前に締め切ることがあります。)
- 4 診断者** 山梨県木造住宅耐震診断マニュアル講習会の受講修了者
- 5 問合せ先** 町役場 都市整備課 都市計画係 72-1976



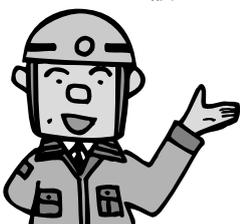
町の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定をいたしましたのでお知らせします。

平成11年6月広島県で発生した豪雨による土砂災害が短時間に同時多発的に起こり、24名の尊い命が失われました。この災害を機に総合的な土砂災害対策の必要性が生じ、平成13年4月に「土砂災害警戒区域などにおける土砂災害防止対策の推進に関する法律」が施行されました。

これに基づいて県では、平成17年に町内の各自治会・区会の皆さま(上九一色地区を除く地区)にお願いで、町内にある152箇所(土砂災害危険箇所)の現地立入調査を行いました。

この調査によつて昨年度142箇所、今年度54箇所(196箇所)の土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の指定を行いました。

この区域については、町のホームページで公開しております。また、町役場建設課に資料を置いてありますのでご利用下さい。



家庭を守る防災対策 **Par 5**

災害による被害を軽減する「自助」「共助」の力】

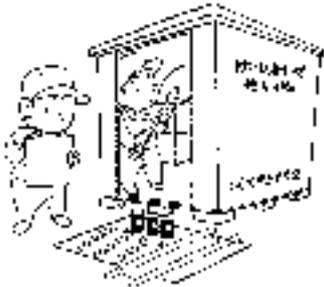
先月号の「家庭を守る防災対策」で被災者の体験談を掲載した中に、「なぜ自分の所の周りでは地震なんて起きないだろうと、人間ってそう思いたがる...」という言葉があったのを覚えているでしょうか。

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震(阪神・淡路大地震)は、まさに地震など起こらないだろうと多くの人が思っていた、関西地方での大震災でした。

大地震や台風などの自然現象は自分たちで抑えることはできません。しかし、その災害による被害は、自分たちの心構えや日頃の努力によって、最小限に食い止めることが可能です。ですから、「いつか大地震や災害が起こったらどうしよう。」と恐れてばかりで何もしないのはまったく無意味です。それよりも「どのようにして災害から身を守ろうか。」「どうやって生き残ろうか。」と考えて日頃から行動することが何よりも大切です。

皆さんは、「自助」「共助」「公助」という言葉を聞いたことがありますか。

行政による「公助」はもちろんのこと、災害の大きな力となるのが、自分の身は自分で守る「自助」、そして、近所や地域の人たちで助け合う「共助」です。この2つの力ほど大きなものではありません。自分たちで、地域の皆さんで力を合わせることで被害を軽減できるのです。



しかしこれは、いざという時にすぐできるものではありません。日頃できていない事は、有事の際にもできないのです。

まず、周りの人を助けるには、自分自身が無事でないなりません。「自助」があつての「共助」だということを認識し、平常時から「自分でできること」「家族でできること」「近所の方たちとできること」を考えて、いつかくる災害に備えておきましょう。



管理課 防災係 72-6013

ワナの狩猟免許を取りませんか!

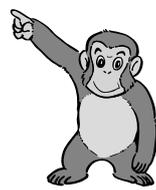
イノシシ・サルの被害にあつて
る、農産物生産者や富士河口湖町に
お住まいの皆様、ワナの狩猟免許をと
りませんか?

有害鳥獣捕獲で大変
お世話になっておりま
す富士河口湖町の猟友
会員の皆様で、ワナの狩
猟免許を持っている人
は28名で、ワナの狩猟登
録をしている人は14名です。
そこで皆さんもワナの狩猟免許を
取りませんか。



試験は簡単で、一日の狩猟セミナー
を受講すれば、80%以上の方が合格し
ます。

合格しワナの狩猟登録をすれば、自
分の田畑等が被害を受けた場合、有害
鳥獣捕獲許可の申請
をすることができま
す。これで自分の田畑
等は自分で守ること
ができます。



*取得希望者には、申請から
書類の提出等
お手伝いをします。

狩猟免許試験の日程は

次のとおりです。

狩猟免許

申請期間：6月1日から

6月30日まで

申請料：5300円

申請先：富士・東部林務

試験日：8月23・24日の
環境事務所

試験場所：
敷島総合文化会館 甲斐市
いずれか1日

狩猟セミナー

申込期間：6月1日から
6月30日まで

受講料：5000円

申込先：富士五湖猟友会

受講日：8月3日頃

*問合せ先：農林課 72-1115

鳥獣被害防護柵などを
設置すると補助金がでます。

・サルやイノシシ・シカ・鳥などが
ら農作物を守るため、電気柵、網ト
タンなどを設置した人に、かかっ
た費用の5割以内で5万円を限度
として補助金を交付します。

・補助金の交付を受けようとする人
は、資材購入費の領収書と完成写
真、設置場所の案内図を添えて申
請してください。

問合せ先：農林課 振興係

72-1115

ボランティアだより

6月号

〒401-0302
山梨県南都留郡富士河口湖町小立2487
富士河口湖町社会福祉協議会
TEL 0555-72-1430
FAX 0555-72-3606

要援護者カードへご登録ください。

町社協では、昨年、要援護者が災害などが起きた時に適切で迅速な援助が受けられるよう「要援護者カード」の作成を目指し、障害をお持ちの方に掲載の希望を募りました。

希望者のカードは、災害ボランティアリーダー養成講座受講者にご協力をいただき作成しました。

出来上がったカードは、昨年の9月の防災訓練に併せて、担当民生委員さん宅へお届けをし、平時での見守り、災害時での手助けなど協力をお願いしました。

今後は、カードに登録していただいた方を対象に、防災訓練などを実施しようと考えています。

障害をお持ちの方で、カード掲載希望の方は、社協までご連絡ください。(72-1430)カードを作成して、民生委員さん等へ協力をお願いしていきます。



広報朗読ボランティア 打合せ会議開催

去る、4月27日(金)に中央公民館において、朗読ボランティア5名が出席し「朗読ボランティア打合せ会議」を行いました。

当日は、新しいボランティアさんが2名加わったのでご紹介と、平成19年度の町の広報の朗読の当番を決めました。



広報を朗読したテープを希望の方、 社協へお申し込みください

町社協では、ボランティアにご協力いただき、毎月発行される広報を朗読したカセットテープを、視覚障害者の希望者の方にお届けしています。このテープは高齢者の方にもご利用いただけます。ご希望の方は、町社協(72-1430)までお申し込みください。



また、朗読エトワールの会よりいただいた声の図書(テープライブラリー)の作品も所蔵しています。現在、童話や自叙伝など4作品を無料で貸し出ししています。ご希望の方は、町社協までご連絡ください。

車椅子レクダンス普及会河口湖支部

デイサービスセンター「ふれ愛」を慰問

～ 障害者福祉会総会へも協力～

5月14日(月)、デイサービスセンター「ふれ愛」に、車椅子レクダンス普及会河口湖支部(梶原次郎会長)の皆さんが慰問に訪れ、通所者と一緒にサザエさんなどの曲に合わせて車椅子を使ってダンスをしました。通所者からも笑顔がこぼれて楽しそうでした。

また、5月16日(水)には、勝山ふれあいセンターで、町障害者福祉会(渡辺武士会長)の総会が開かれ、総会終了後、レクダンス普及会の皆さんに指導していただきながらダンスを楽しみました。



ボランティア活動情報 【期間：平成9年3月16日～5月15日】



これから、期間中にご協力いただいた各ボランティア活動をご紹介します。(延べ活動回数)

町健康増進課主催「育児学級」での託児... 13名(3回)

点訳サービス... 1名(1回)

町デイサービスセンター「ふれ愛」お手伝い... 10名(7回)

「生き生き交流広場」への協力... 15名(4回)

富士山荘デイサービスお手伝い... 20名(10回)

電気製品修理ボランティア協力... 3名(3回)

第4回福祉作文〔中学生の部〕最優秀賞作品

先月号に引き続き、福祉作文の最優秀賞の中学生の部の作品を掲載いたします。小学生の部の作品は、4月号へ掲載しました。(掲載学年は昨年のもので)

「福祉について」

勝山中学校3年 小石川 俊文 くん
(現 吉田高校1年)

私は今まで、「福祉」ということにあまり関心が無かった。なぜなら、身近なこととしての「福祉」にリアリティーを感じることができなかったからだ。しかし、私が「福祉」に関心を持つようになる二つのきっかけがあった。

その一つが、少子高齢化の問題だ。かなり前から言われているが、この問題が毎日のようにニュースのトピックスに挙がってくるようになってからは、自然と意識をするようになったと思う。

「若い人に対する高齢者の割合が高くなる」というのがこの少子高齢化なのだが、様々な課題も含んでいる。子供の数が少なくなっていて、将来的には労働力が落ちていく、というのがその一つだ。しかし、それよりも問題なのが、年金などの社会保障費の面だろう。若い人に対する高齢者の割合が確実に増えているので、当然働いている側の若い人達の負担が増えていく。だから若い人の負担をできるだけ抑える必要があるのだが、そうすると必然的に、高齢者のための福祉の質は落ちていく。他の先進国がそうであったように、日本もこのジレンマと向き合っていくことになる。福祉の問題は、間違いなく今までのようには無視できない問題になっている。話はそれるが、このような重要な問題をないがしろにした、昨年の衆議院選挙を私は良いとは思わない。

私が福祉に関心を持つようになったもう一つのきっかけは、親が福祉に携わるようになったことだ。私の母親は、富士吉田市内にある介護老人の施設に勤めている。最初は私自身どのような仕事を母親がしているのかは分からなかったが、話を聞いていくうちに、事務職ではあるが高齢者の生活の手助けをしている、ということを知った。最も身近な人が福祉に携わるようになったことで、それまであまり実感の無かった「フクシ」という概念に、リアリティーを感じるようになった。もし、親が福祉に携わっていなければ、まだ漠然とした気持ちでしか「福祉」は捉えられなかっただろう。

少子高齢化などの福祉の問題が出てきている中で、実感を持って考えられるようになったことは、良かったと思う。

何事にも、リアリティーを持って考えることは大切だと思う。例えば、海の向こうで戦争をしていて、「そこに自分の大切な人が行くかもしれない」という発想が無ければ、正確な判断はできないはずだ。福祉の面でもそうだと思う。健康に暮らしていても、自分自身と年金はいずれ関わってくる。福祉の問題は決して他人事ではない。そう思うことで、より良い「福祉」を築いていけると考える。

温かい善意ありがとうございました〔平成19年3月16日～5月15日現在〕

富士河口湖町社会福祉協議会にご寄付いただきました。

寄付者名及び団体名	寄付金・物品
小泉 益男 さん(船津)	100,000円
貴家 保 さん(大石)	50,000円
第一モ-タ-ボ-ト組合 坂本武郎・望月孝夫・古屋昭一さん)	50,000円
三浦 廣江 さん(長浜)	50,000円

河口地区社会福祉協議会にご寄付いただきました。

寄付者名及び団体名	寄付金・物品
梶原 孟正 さん(河口)	50,000円
倉澤 唯佳 さん(河口)	50,000円

大石地区社会福祉協議会にご寄付いただきました。

寄付者名及び団体名	寄付金・物品
堀内 文仁 さん(大石)	50,000円

【使用済み切手】

(株)小林さん
(船津)梶原輝彦さん・山口静枝さん
渡辺重保さん・高田屋さん
丸種自動車さん
井出デバリ商店さん
ロイヤルホテル河口湖さん
小泉ト-ヨ-住器(株)さん
中川保彦さん(使用済みテレカも寄付)
(大石)村松恒雄さん
(富士吉田市)
ホンダカ-ズ山梨東店さん

